

北海道告示第10296号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成30年4月2日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道国際交流・協力総合センター補助金 本道の国際化を推進し、豊かで活力ある地域社会の実現を図るために、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターが実施する世界各国との国際交流事業や国際協力事業について、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター	補助事業の執行上、知事が認めた次の経費とする。 1 給料、職員手当 2 共済費 3 賃金 4 報償費 5 旅費 ただし、旅費の支給において、経済的な経路及び方法の考え方は道の取扱いに準じる。 6 交際費 ただし、補助事業の執行に係る会費及び贈呈品の購入に限る。 7 需用費 ただし、食糧費については、補助事業の執行上、直接的な必要性から費消される経費に限る。 8 役務費 9 委託料 10 使用料及び賃借料 11 その他知事が必要と認める費用	10分の10以内 (地域連携ネットワーク事業については、2分の1以内) 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成30年4月13日 提出先 総合政策部国際局国際課		
2 北海道・ロシア極東交流事業 北海道・ロシア極東交	北海道・ロシア極東交流事業実行委員会	北海道・ロシア極東交流事業実行委員会が実施する次の事業に要する経費(ただし、参	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 平成30年4月13日		

<p>流事業実行委員会が実施する道の対ロ施策に合致したロシア極東・サハリン州との交流事業に対して予算の範囲内で補助する。</p>		<p>加者の旅行費・事務局の謝金・慶弔費を除く。） 1 北海道・サハリン州青少年交流事業 2 北海道・サハリン州姉妹友好都市代表者会議</p>		<p>総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出先 総合政策部国際局 国際課</p>		
<p>3 地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う施設整備等の財源に充てるため必要な経費を交付することを目的とする。</p>	<p>地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p>	<p>施設整備等工事の実施に要する経費のうち、施設整備・解体撤去及びこれらに係る委託業務に要するもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部政策局 研究法人室</p>		
<p>4 移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業 地域間の情報通信格差是正を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業を実施するために借り入れた過疎債又は辺地債の元利償還金の一部について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>平成23年度以後に移動通信用鉄塔施設整備事業において過疎債又は辺地債を活用し、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置した市町村</p>	<p>1 過疎債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債の当該年度の元利償還に要する経費 2 辺地債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した辺地債の当該年度の元利償還に要する経費</p>	<p>1 過疎債を活用した場合 41分の6.3以内 2 辺地債を活用した場合 55分の6以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部情報統計局情報政策課</p>		
<p>5 プロパンガス価格安定事業 離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町</p>	<p>家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送（復路を含む）に要する経費相当額</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第43号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第43号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>6 夕張市財政再生支援対策費補助金</p>	<p>夕張市</p>	<p>夕張市が発行した再生振替特例債の償還額のうち、利</p>	<p>1.5分の0.25以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限</p>		<p>実績報告は要</p>

<p>夕張市が発行した再生振替特例債について、夕張市の利子負担の低減を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>		<p>子償還に要する経費</p>		<p>総政第18号様式 総政第31号様式</p>	<p>・平成30年9月1日 償還分 平成30年9月7日 ・平成31年3月1日 償還分 平成31年3月7日 提出先 総合政策部地域振興局市町村課</p>	<p>しない。</p>
<p>7 運輸事業振興助成交付金 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の輸送力及び安全運行の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的に交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会</p>	<p>次の事業に要する経費 1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」という。)を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 特定運輸事業の適正化に関する事業 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業。ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。 8 公益社団法人日本バス協会並びに公益社団法人全日本トラック協会に対する出えん</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p> <p>提出部数 1部 提出期限 平成30年6月29日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	

		9 国土交通大臣が総務大臣に協議して定める事業						
8 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業費補助金 北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図るために要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。	道南いさりび鉄道株式会社	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第一による収益から費用を控除した額	10分の8以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 （総政第31号様式） 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		実績報告は要しない。
9 北海道特定有人国境離島地域航路運賃低廉化事業 北海道本土と道内の特定有人国境離島地域（奥尻島、礼文島、利尻島）を結ぶ航路運賃の低廉化に関し、予算の範囲内において事業実施者に対して交付金を交付する。	北海道本土と道内の特定有人国境離島地域を結ぶ航路事業を営む運航事業者	次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額（消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとし、1円未満の端数は切り捨てる。）に対象者の利用人数を乗じて得た額 1 普通旅客運賃から事業実施者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除いたものであって内閣総理大臣の確認を受けた運賃の額 2 北海道特定有人国境離島地域航路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして道が定める割引住民運賃の額	定額	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 別に指示する様式	総政第40号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局物流港湾室		
10 丘珠空港周辺緑地整備事業 道内航空網の拠点である丘珠空港と丘珠空港周辺の住民が良好な関係を保ち、空港と周辺住民が共存するため	札幌市	国庫補助事業及び単独事業に係る起債（整備時助成の補助額の基礎となる事業に限る。）の償還に要する額（国庫補助事業における市負担額の全てに起債が認められた場合にあっては、当	3分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成31年2月28日 提出先 総合政策部航空局航空課		

に必要な周辺環境整備を推進するため、札幌圏都市計画緑地事業46号丘珠空港緑地に要する費用に対して、予算の範囲内で補助する。		該起債の償還に要する額)及びその利息とする。ただし、交付税措置される額を除く。						
11 空港整備事業 空港法（昭和31年法律80号）第4条第1項第6号に掲げる空港の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	空港整備をする地方公共団体	空港整備事業（国庫補助事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 建設事業費 2 1に係る地方債の元利償還に要する経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 平成30年12月1日 提出先 総合政策部航空局航空課		
12 （公財）新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の健全な運営を図り、事業を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の運営に必要な経費。ただし、北海道から派遣している職員に係る人件費は除く。	10分の10以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 平成30年4月9日 提出先 総合政策部航空局航空課		
13 住宅騒音防止対策事業費補助金 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき実施される住宅騒音防止事業を行う補助事業者に対し、補助事業者の負担額の軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空機騒音防止法に定める特定飛行場の所在する市	1 工事費 （1）本工事費、工事負担金及び工事雑費 2 事務費 3 設計監理費 （1）設計図書作成のための経費 （2）工事監理を行うための経費 （3）所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成31年2月1日 提出先 総合政策部航空局航空課		
14 住宅防音対策助成事業費補助金 新千歳空港周辺地域	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業に要する	100分の95以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		

<p>における深夜・早朝の時間帯における航空機騒音の影響の軽減・防止を図るため、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>経費</p>		<p>総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出先 総合政策部航空局 航空課</p>		
<p>15 新規路線就航促進チャーター支援事業 道内空港と海外を結ぶ定期航空路線の新規就航や拡充を促進するため、航空会社による国際チャーター便の運航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者又は外国人国際航空運送事業者</p>	<p>1 チャーター便の運航に要する経費（アウトバウンドチャーター、双方向チャーター（アウトバウンドチャーター部分に限る。）） 2 乗員出張費及び機材待機関連費（アウトバウンドチャーター、インバウンドチャーター及び双方向チャーター） (1) 乗員出張費 航空会社が交代乗員並びに運航に係る応援職員を現地へ派遣するために必要な旅費及び現地滞在経費 (2) 機材待機関連費 航空会社が航空機を現地に停留させるために必要な経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局 航空課</p>		
<p>16 新地域振興特別対策事業費補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち次に掲げる経費</p>	<p>10分の9以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局 航空課</p>		
<p>(1) 施設整備等事業費</p>		<p>1 起債の対象となる次の経費については、当該起債対象経費から起債充当額及び事業費補正額を差し引いて得た額 (1) 設計監理費のうち実</p>						

		施設設計費、工事監理費 (2) 用地造成費 (3) 用地取得費 (4) 施設整備費及び付帯施設整備費 (5) 既存施設の大規模な改良、改築費 (6) 事務費（会食に要する経費は除く。） (7) その他 2 起債の対象とならない経費で必要と認める経費						
(2) 起債償還事業費		施設整備事業費の欄中の許可された起債の元利償還費については、当該起債の元利償還費から地方交付税算入額を差し引いて得た額						
17 新千歳空港周辺地域振興基金運用益見合補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	新千歳空港周辺地域振興基金の運用益の目標金額に不足金額を積立するために要する経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 平成31年2月28日 提出先 総合政策部航空局航空課		
18 新千歳空港周辺地域振興基金造成事業 新千歳空港の24時間運用に関し、関係地域の振興や活性化を進めるため、新千歳空港周辺地域振興基金の造成に対し、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う新千歳空港周辺地域振興基金の造成に要する経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		
19 新千歳空港周辺地域振興特別対策事業（苫小牧市冷暖房機器等設置） 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う苫小牧市冷暖房機器設置に要する経費	・工事費及び設計監理費 100分の81 ・手続代行等事務費 100分の90	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		

<p>20 地域振興特別対策事業費補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち次に掲げる経費</p>		<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成31年2月28日 提出先 総合政策部航空局 航空課</p>		
<p>(1) 施設整備等事業費</p>		<p>1 起債の対象となる次の経費については、当該起債対象経費から起債充当額及び事業費補正額を差し引いて得た額 (1) 設計監理費のうち実施設計費、工事監理費 (2) 用地造成費 (3) 用地取得費 (4) 施設整備費及び付帯施設整備費 (5) 既存施設の大規模な改良、改築費 (6) 事務費（会食に要する経費は除く。） (7) その他 2 起債の対象とならない経費で必要と認める経費</p>	<p>10分の9以内</p>					
<p>(2) 起債償還事業費</p>		<p>1 施設整備等事業費の欄中の許可された起債の元利償還費については、当該起債の元利償還額から地方交付税算入額を差し引いて得た額 2 平成19年度から平成21年度にかけて発行された起債の平成22年度以降に係る元利償還額</p>	<p>10分の10以内 2分の1以内</p>					
<p>21 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成補助金 「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に係る覚書」に基づき、航空機騒音の軽減対策、地域の活性化及び住民</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成に係る経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局 航空課</p>		

生活の安定・向上に資する事業等を実施することを目的として、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金を造成するため、予算の範囲内で補助する。								
22 道内空港国際航空便受入機能強化事業費補助金 道内空港における国際航空便の受入機能の強化を図るため、グランドハンドリング事業者が行う空港人材教育に対して必要な経費について、予算の範囲内で補助する。	グランドハンドリング事業者	新たに採用したグランドハンドリング要員に対する教育の期間中における給与その他の人件費。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		
23 ハイジャック等防止対策事業補助金 航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	検査事業を実施する航空輸送事業者	航空運送事業者が北海道が管理する地方管理空港において、エックス線透視等手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費 2 保安施設設置費 エックス線透視等手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費	2分の1以内	総政第75号様式 (検査業務委託費の場合に限る。) 総政第6号様式 (保安施設設置費の場合に限る。) 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第75号様式 (検査業務委託費の場合に限る。) 総政第6号様式 (保安施設設置費の場合に限る。) 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		
24 北海道特定有人国境離島地域航空路運賃低廉化事業交付金 北海道本土と道内の特定有人国境離島地域(奥尻島、礼文島、利尻島)を結ぶ航空路運	北海道本土と道内の特定有人国境地域を結ぶ奥尻～函館線、利尻～丘珠線及び利尻～新千歳線(チャーター便を除く。)の航	次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額に運賃低廉化対象者の利用人数を乗じて得た額とし、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。	10分の7.75以内	総政第14号様式 別に指示する様式	別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		

<p>賃の低廉化に関し、予算の範囲内において事業実施者に対して交付金を交付する。</p>	<p>空路事業を営む運航事業者</p>	<p>1 普通旅客運賃から26%相当額を割り引いた額 2 北海道特定有人国境離島地域航空路運賃低廉化事業により対象者に適用するものとして、北海道及び関係離島町等で構成する道南及び道北離島航空路線協議会での協議を経て、道が定める割引住民運賃の額</p>					
<p>25 離島航空路線維持対策事業（路線維持事業） 離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る航空路線維持に要した費用に対して、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>株式会社北海道エアシステム</p>	<p>補助対象事業により発生した経常損失額とし、その上限は、経常損失額から運航費補助対策事業の補助対象経費を除いた額とする。</p>	<p>3分の1以内又は経常損失額の10分の1の額を控除した額の2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 平成29年度決算確定後30日以内 提出先 総合政策部航空局航空課</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>26 離島航空路線維持対策事業（運航費補助対象事業） 離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る運航費に対して予算の範囲内において補助する。</p>	<p>株式会社北海道エアシステム</p>	<p>補助対象事業に要した次の経費とし、その上限は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第62条により定められた額とする。 航空燃油費、航空機燃料税、空港使用料、航空機材維持費、整備費、運航乗務員人件費、客室乗務員人件費、運航部門費、運送部門費、営業部門費、一般管理費、代理店手数料、営業外費用</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 平成30年4月27日 提出先 総合政策部航空局航空課</p>	<p>実績報告は要しない。</p>